

保医発0124第1号

平成31年1月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術
に係る療養費の審査委員会の審査要領について

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の設置基準について」（平成30年6月12日保発0612第3号）の別添により「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱」を示したところであるが、当設置要綱に基づき、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会を設置する場合、全国健康保険協会都道府県支部長、都道府県知事又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等は、別添審査要領（参考例）に基づき審査要領を定め、当審査委員会における審査の実施に遺憾のないよう御配慮願いたい。

別添

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧
療養費審査委員会の審査要領（参考例）

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づくはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。

1 医師の同意書（又は診断書）に関すること

- (1) 支給対象（傷病名又は症状）に関する事項
- (2) 症状及び施術の同意（種類・部位）に関する事項（あん摩マッサージ指圧に限る。）
- (3) 診察日及び同意日に関する事項
- (4) 同意期間に関する事項
- (5) 往療に関する事項（あん摩マッサージ指圧に限る。）

2 初検料の算定に関すること（はり、きゅうに限る。）

3 施術料の算定に関すること

【はり、きゅう】

- (1) 1 術・2 術に関する事項
- (2) 電療料の加算に関する事項

【あん摩マッサージ指圧】

- (1) マッサージに関する事項
- (2) 温罨法の加算に関する事項
- (3) 変形徒手矯正術に関する事項

4 往療料の算定に関すること

- (1) 往療の必要性に関する事項
- (2) 往療距離に関する事項
- (3) 片道 16km を超える往療に関する事項
- (4) 同一日・同一建物に関する事項

5 施術報告書交付料の算定に関すること

- (1) 前回の支給（支給可能期間に1回支給等）に関する事項
- (2) 施術報告書の交付月の施術日及び交付日に関する事項
- (3) 施術報告書に係る施術の内容・頻度、患者の状態・経過の記入の有無に関する事項

また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、重点的に審査するものとする。
なお、上記1～5の事項の審査は、以下の審査を組み合わせる行うこととする。

- (1) 形式審査：記載内容に関する事項（支給申請書、同意書、往療内訳表、施術報告書（写）の記載誤り、未記載等）
- (2) 内容審査：施術内容に関する事項（医師の同意書に基づく施術であるか、往療料の請求（算定）が実際の往療距離や施術所と患家との距離に対して適正か、施術報告書交付料の支給要件を満たしているか等）
- (3) 傾向審査：同一施術所における傾向（特定の施設に極端な偏りがないか（施術所の金品等の提供による患者の誘引や紹介の疑い）等）